

使用前検査変更申請書

廃炉発官R5第32号
令和5年5月31日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和3年5月19日付け廃炉発官R3第34号をもって申請し、
令和3年10月7日付け廃炉発官R3第124号及び
令和5年5月15日付け廃炉発官R5第24号をもって変更した
大型廃棄物保管庫に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、
次のとおり変更内容を説明する書類を提出します。

発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町
申請に係る発電用原子炉施設の概要	福島第一原子力発電所 大型廃棄物保管庫 大型廃棄物保管庫（建屋） 換気設備 実施計画 II. 2. 45 参照
実施計画の認可年月日	平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日: 令和 2年 5月27日)
検査を受けようとする工程	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時
	設備の組立てが完了した時
	工事の計画に係る工事が完了した時
検査を受けようとする期日	自 令和 3年 7月 6日 至 令和 6年12月27日
検査を受けようとする場所	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和 7年 1月31日

変更事由

「令和5年5月15日付」で提出した「廃炉発官R5第24号」の記載に誤りがあったため、記載内容を変更した。

変更内容については、「令和3年5月19日付け廃炉発官R3第34号」の記載が無かったため、追加を行った。

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

大型廃棄物保管庫 : 管理対象区域

別添 : 検査場所図

以上

検査場所図

